

# 大田市太陽光発電導入促進事業費補助金交付要綱

平成24年3月30日

告示第42号

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進に寄与するため、太陽光による発電装置及び蓄電池設備を設置する者に対し、予算の範囲内においてその設置費用の一部を補助することについて、大田市補助金等交付規則（平成17年大田市規則第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 住宅用太陽光発電施設 住宅の屋根等に設置される太陽光で発電する設備であって、設置時に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度の認定を取得し、低圧配電線と双方向に連系し次の全ての要件に適合したものをいう。

ア 太陽光モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナの定格出力合計値のいずれかが10kW未満であること。

イ 電力会社と電力受給契約を締結しているものであること。

ウ 未使用品であること。

(2) 賃貸集合住宅用太陽光発電施設 賃貸集合住宅の屋根等に設置される太陽光で発電する設備であって、発電された電気を当該集合住宅の共用部分で使用する、低圧配電線と双方向に連系し前号アからウまでのすべての要件に適合したものをいう。

(3) 蓄電池設備 前2号のいずれかに設置する蓄電池設備であ

って、次の全ての要件に適合したものをいう。

ア 蓄電容量が1.0kWh以上のリチウムイオン蓄電池部及び電力変換装置を備えていること。

イ 太陽光発電により発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるものであること。

ウ 未使用品であること。

(補助対象者)

第3条 大田市太陽光発電導入促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとし、別表に掲げる要件をいずれも満たすものとする。ただし、この要綱による補助金の交付を受けた者は、同一年度内において再度の補助金申請を行うことはできない。

(1) 市内業者(大田市内に事務所等を有する業者)(以下「市内業者」という。)との請負契約又は施工により、太陽光による発電装置及び蓄電池設備を設置するもの

(2) 市内業者より太陽光による発電装置及び蓄電池設備が設置された建物(以下「設備付き住宅」という。)を購入するもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる施設又は設備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 住宅用太陽光発電施設及び賃貸集合住宅用太陽光発電施設  
太陽電池の最大出力(当該住宅用太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本産業規格、IEC等の国際規格の公称最大出力)をいう。)の合計値(kW表示とし、小数点以下2桁未満は切捨てとする。以下「システム出力」という。)

に2.5万円を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切捨て)。

ただし、10万円を限度とする。

(2) 蓄電池設備 蓄電池設備の設置に直接関係する工事費の額  
(1,000円未満の端数は切捨て)。ただし、5万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第2条各号の施設の設置工事の着工前、又は設備付き住宅の引渡し前に大田市太陽光発電導入促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、大田市太陽光発電導入促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業が完了したときは、大田市太陽光発電導入促進事業費補助金実績報告書(様式第3号)を、当該補助事業の完了した日から起算して60日を経過した日又は当該年度の2月15日のいずれか早い日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じ現地調査を行い、交付すべき補助金の額を確定したときは、大田市太陽光発電導入促進事業費補助金確定通知書(様式第4号)により補助事業者に通知する

ものとする。

(交付の時期)

第9条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対しては、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象者の要件
住宅用太陽光発電施設	1 大田市内に自らが所有（固定資産税の納税義務者となっている場合及び所有者の同意を得た借家人を含む。）し、居住（申請者が単身赴任のため一時的に市

	<p>外に居住し、配偶者又は生計を一にする子若しくは父母が申請者の住宅に居住する場合も含む。)する家屋又は自らが居住するために新築し、若しくは購入する家屋(店舗兼併用住宅を含む。)に、新たに住宅用太陽光発電施設を設置する者、又は設備付き住宅を購入する者</p> <p>2 市税等を滞納していない者</p>
<p>賃貸集合住宅用太陽光発電施設</p>	<p>1 共同部分で使用するために賃貸集合住宅用太陽光発電施設を設置する当該集合住宅の所有者であって市内に居住するもの</p> <p>2 市税等を滞納していない者</p>
<p>蓄電池設備</p>	<p>1 前2項の要件を満たす住宅用太陽光発電施設又は賃貸集合住宅用太陽光発電施設を設置している者(蓄電池設備と同時に設置する場合を含む。)</p> <p>2 市税等を滞納していない者</p>

様式第1号(第5条関係)

大田市太陽光発電導入促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

大田市長

様

〒

申請者 住所

氏名

電話

大田市太陽光発電導入促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補助金の名称	大田市太陽光発電導入促進事業費補助金	
設置場所		
設置に係る総工事費		円
	【内訳】太陽光発電施設：	円
	蓄電池設備：	円
補助金申請額(①+②)	円	
新たに設置する 太陽光発電設備 住宅用・賃貸集合住宅用 (いずれかに○印をする)	メーカー名	
	太陽電池モジュールの最大出力	kW
	パワーコンディショナの定格出力	kW
	①補助金額(上限10万円)	円
設置済みの 太陽光発電設備 住宅用・賃貸集合住宅用 (いずれかに○印をする)	メーカー名	
	太陽電池モジュールの最大出力	kW
	パワーコンディショナの定格出力	kW
	パワーコンディショナの取外しの有無 (いずれかに○印をする)	有 ・ 無
	電力需給契約の最大受電電力	kW
	設置年月日	
蓄電池設備	メーカー名	
	蓄電容量	kWh
	電池種類	
	②補助金額(上限5万円)	円

(次頁へ続きます)

契約業者	所在地			
	会社名			
施工業者 ※設備付き住宅を購入する 場合は記入不要	所在地			
	会社名			
補助事業の着手及び 完了予定年月日	着手		完了	
備考				
添付書類				
1 工事見積明細書 2 資金計画書 3 設置場所の位置図 4 太陽電池モジュール配置（予定）図 （太陽光発電設備を設置する場合） 5 蓄電池の仕様等が確認できるカタログ 等の写し（蓄電池設備を設置する場合） 6 電力需給契約書の写し（既存の太陽光発電 設備がある場合） 7 住宅用太陽光発電設備にあつては、太陽電 池 モジュールの公称最大出力の合計値及びパ ワーコンディショナの定格出力の合計値が 確認できる書類。		8 契約業者と施工業者間の発注関係が確認 できる書類（契約書、請書、工事発注書 等）の写し（契約業者と施工業者が異なる 場合） 9 工事着手前の写真 10 滞納のない証明 11 設置承諾書（設置する住宅の所有者と申 請者が異なる場合） 12 その他市長が必要と認める書類		
※申請事項審査結果（担当課）				

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第2号(第6条関係)

大田市太陽光発電導入促進事業費補助金交付決定通知書

指令 第 号  
年 月 日

申請者 住所  
氏名

様

大田市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、

大田市太陽光発電導入促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助金の名称	大田市太陽光発電導入促進事業費補助金
交付決定額	円
交付条件 1 交付の目的以外に使用してはならない。 2 事業の内容の変更、予算の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認をうけなければならない。 3 事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認をうけなければならない。 4 事業が完了したときは、実績報告書を提出しなければならない。 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認をうけないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。 6 (事業別特記事項)  ※この補助金は島根県再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金が充当されています。	

様式第 3 号(第 7 条関係)

大田市太陽光発電導入促進事業費補助金実績報告書

年 月 日

大田市長 様  
〒 ー  
申請者 住所  
氏名  
電話

大田市太陽光発電導入促進事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり報告します。

補助金交付 決定年月日	年 月 日	補助金交付 決定指令番号	指 令 第 号
補助金の名称	大田市太陽光発電導入促進事業費補助金		
設置場所			
設置に係る総工事費			円
	【内訳】太陽光発電施設：		円
	蓄電池設備：		円
補助金交付決定額 ( ① + ② )			円
新たに設置した 太陽光発電設備 住宅用・賃貸集合住宅用 (いずれかに○印をする)	メーカー名		
	太陽電池モジュールの最大出力		kW
	パワーコンディショナの定格出力		kW
	電力需給契約の最大受電電力		kW
	①補助金額(上限 10 万円)		円
設置済みの 太陽光発電設備 住宅用・賃貸集合住宅用 (いずれかに○印をする)	メーカー名		
	太陽電池モジュールの最大出力		kW
	パワーコンディショナの定格出力		kW
	パワーコンディショナの取外しの有無 (いずれかに○印をする)	有 ・ 無	
	電力需給契約の最大受電電力		kW
	設置年月日		
蓄電池設備	メーカー名		
	蓄電容量		kWh
	電池種類		
	②補助金額(上限 5 万円)		円

(次頁へ続きます) 契約業者	所在地				
	会社名				
施 工 業 者	所在地				
	会社名				
補 助 事 業 の の 着 手 及 び 完 了 年 月 日	着手			完了	
備 考					
添付書類	※報告事項審査結果(担当課)				
1 収支決算書又はこれに代わる書類					
2 完成写真					
3 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度認定通知書の写し					
4 電力受給契約書の写し(太陽光発電設備を設置する場合)					
5 工事請負契約書の写し					
6 その他市長が必要と認める書類					

注 ※印の欄は記入しないこと。

様式第4号(第8条関係)

大田市太陽光発電導入促進事業費補助金確定通知書

年 月 日

申請者 住所  
氏名 様

大田市長 印

年 月 日付けで実績報告のありました補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、大田市太陽光発電導入促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補助金交付 決定年月日	年 月 日	補助金交付 決定指令番号	指令 第 号
補助金の名称	大田市太陽光発電導入促進事業費補助金		
補助金の交付決定額	円		
補助金の交付確定額	円		

※この補助金は島根県再生可能エネルギー設備等導入支援事業補助金が充当されています。

様式第 5 号(第 9 条関係)

補助金交付請求書

年 月 日

大田市長 様

補助事業者 住所  
氏名  
電話

大田市太陽光発電導入促進事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり請求  
します。

補助金交付 決定年月日	年 月 日	補助金交付 決定指令番号	指令 第 号
補助金の名称	大田市太陽光発電導入促進事業費補助金		
補助金の額	交付決定額		円
	交付確定額		円
今回交付請求額			円
未交付額			円
添付書類			
1 補助金振込先の口座番号及び口座名義が分かる書類（通帳の写しなど）			

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)